

特集

# 所得税・市県民税の申告は お早めに



## 申告するには？

### ■ 次の場合は申告を(主な例)

平成31年1月1日～令和元年12月31日に次の①～⑤に該当する所得があった、又は⑥⑦に該当する人は申告が必要です。

ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ① 営業、農業、不動産等の所得
- ② 2カ所以上からの給与
- ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
- ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金
- ⑤ 土地、建物等の譲渡所得
- ⑥ 源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を貰っている
- ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害年金を除く)による所得があり、各種所得の控除を受ける(※)

※公的年金等の収入金額が40万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の各種所得控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

### ■ 申告書の発送・配布

昨年の状況に基づき、1月23

日(木)に市民税・県民税申告書を市役所から発送します。なお、原則として確定申告書は送付されません。確定申告書に代えて「確定申告のお知らせ(はがき又は通知書)」が税務署から送付されます。

申告書等は刈谷税務署以外に、市市民税課・各支所でも配布しますが、数に限りがあります。

### ■ 申告書の提出

市民税・県民税申告書は市市民税課、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。

確定申告書は、1枚目のみを出し、控え(2枚目)は必ず手元に残してください。

また、市役所・市内3会場(3ページの表参照)では、控えに収受印を押すことができせん。収受印が必要な場合は、刈谷税務署へ持参するか、切手を貼った返信用封筒を同封して刈谷税務署へ郵送してください。

### ■ 申告に必要なもの(主な例)

②～⑤の書類はいずれも原本が必要です。

- ① 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるもの、写し及び身元確認書類の写し)

※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカード表裏の写しのみ。なお、刈谷

## 本人確認書類

### ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- 自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提出又は写しの提出が不要です。

### ◆ マイナンバーカードを持っていない人は

#### 番号確認書類

〈本人のマイナンバーを確認できる書類〉

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)

等のうち、いずれか1つ

#### 身元確認書類

〈記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類〉

- 公的医療保険の被保険者証
- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

等のうち、いずれか1つ

税務署以外で申告する人は申告書に本人確認書類の写しを添付する必要があります。

※左図参照。また、申告者本人の他、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーの記載が必要です。

※一部の手続きでは、書類の提示又は写しの添付を省略できません。詳細は国税庁HPを確認してください。

② 源泉徴収票等、収入金額が分かるもの(必要に応じ、配偶者のものも必要)

③ 生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書

④ 社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税及び介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払明細書は、市役所から該当者へ1月23日(木)に発送します(年金から天引きされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。国民年金保険料については、刈谷年金事務所へ、支払証明書の交付を受けてください。

⑤ 医療費の明細書又は領収書  
※事前に医療費の合計額と保険等による補てん額が分かるようになっているようにしてください。

⑥ 認め印

⑦ 申告者名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)が分かるもの(通帳等)

**申告会場**

いずれの会場も混雑が予想されます。時間に余裕をもって来場してください。駐車場には限りがありますので、公共交通機関等を利用してください。

**刈谷税務署での申告**

申告に必要な書類の他、確定申告のお知らせ(はがき又は通知書、届いた人のみ)、及び昨年の申告書の控え(該当する人のみ)を持参してください。

● **開設期間** 2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時(土(日)祝を除く。ただし、3月1日(日)は開設。2月24日(日)も開設)

※受付の終了は午後4時。ただし、会場の混雑状況により、受付の終了を早める場合があります。ります。

※刈谷市総合文化センター立体駐車場の屋上駐車場部分に駐車する場合は、駐車券を確定申告会場へ持参してください。

**次の申告相談は刈谷税務署へ**

次の申告をする人は、市役所・市内3会場での申告相談ができません。刈谷税務署で申告してください。

- ① 平成30年分以前の所得税の申告
- ② 営業・農業・不動産所得の申告
- ③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ④ 申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、仮想通貨の売却・使用による雑所得の申告
- ⑤ 相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑥ 贈与税・相続税・消費税の申告

⑦ 住宅借入金等特別控除の申告のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告

⑧ 住宅耐震(特定)改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告

⑨ 海外に居住している親族を控除対象扶養親族として追加する申告

**市役所・市内3会場での申告**

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料、3時間を超過した場合は30分までごとに100円です。

※申告時点で安城市に住民登録のない人は、住民登録のある市町村か税務署で申告してください。

● **開催日／受付時間／会場** 下表のとおり

**◆ 税理士による無料税務相談所**

市役所会場にて開設します。利用できる人には条件がありますので、詳細は問い合わせてください。また、e・Taxによる申告もできます。

● **開設日時** 2月17日(月)～28日(金)午前9時30分～正午、午後1時～4時(土(日)祝を除く)

**市内の申告会場 一覧表**

開催日	受付時間	会場
★ 1月30日(木)	午前9時～午後6時	桜井福祉センター
1月31日(金)	午前9時～午後4時	※桜井公民館ではありません。
★ 2月4日(火)	午前9時～午後6時	北部公民館
2月5日(水)	午前9時～午後4時	
★ 2月6日(木)	午前9時～午後6時	明祥公民館
2月7日(金)	午前9時～午後4時	
2月17日(月)～3月16日(月) ※(土)(日)(祝)を除く。	午前9時～午後4時	市役所大会議室 (本庁舎3階)

※★印の開催日のみ午後6時まで受付します。

※市役所会場でエレベーターを使用する場合は、北庁舎玄関を利用してください。

※住んでいる地域にかかわらず、いずれの会場も利用できます。



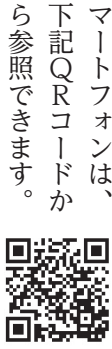


■インターネットによる申告

◆申告はe・Taxが便利です  
国税電子申告・納税システム  
e・Taxを利用すると、パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した確定申告書を送信できます。詳細は国税庁HPを確認してください。

◆申告の手順

- ① 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成
- ② 次のいずれかの方法でe・Taxにより申告書を送信
  - **マイナンバーカード方式** 次  
のものが必要です。
  - **マイナンバーカード**
  - **ICカードリーダーライター又は  
マイナンバーカード対応のスマートフォン(※)**



※マイナンバーカード対応のスマートフォンは、下記QRコードから参照できます。

● **ID・パスワード方式** 「ID・パスワード方式」の届出完了「通知」が必要です。通知の発行を希望する場合は、申告者本人が顔写真付きの本人確認書類を持参し、最寄りの税務署で手続きをしてください。

確定申告に関する説明会・個別相談について

刈谷税務署で開催します。事前に電話で同税務署(☎(21)6211)へ予約してください。

※受付日時：(月)～(金)午前9時～午後5時(土)(日)(祝)を除く。

◆ **住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会**

令和元年(平成31年)中に住宅ローン等を利用して自宅を新築又は購入した人を対象とした説明会です。

● **開催日時** 2月7日(金)～14日(金)午前9時～午後5時(土)(日)(祝)を除く

◆ **個別相談**

税務署職員による、確定申告書の作成等についての面接相談です。

● **開催日時** (月)～(金)午前9時～午後5時(土)(日)(祝)を除く、2月17日(月)～3月31日(火)を除く

上場株式等の配当について

所得税の確定申告等において「上場株式等に係る配当所得」又は「上場株式等に係る譲渡所得」を、総合課税又は申告分離課税として申告した場合は、市民税・県民税も同様にその課税方法が

要介護認定を受けている人の控除について

① 障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に準ずる人であると認められると、この認定書で障害者控除を受けることができます。

② おむつ代の医療費控除確認書  
おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、昨年の申告でおむつ使用証明書を提出している人は、市発行の確認書で証明書に代えられる場合があります。

● **対象** 要介護認定1～5の人  
で、① ↓65歳以上の人 ② ↓寝たきり状態で、昨年も同様の申告をした人

● **申込み** 高齢福祉課(☎(71)2223)

※認定書・確認書は、申込み後1週間程度で送付します。

所得税等の申告・納付期限等について

所得税及び復興特別所得税の申告期限及び納付期限は3月16日(月)です。なお、口座振替による納付日は4月21日(火)です。